

## 海老名市企業立地促進事業

### 奨励措置

#### 【企業立地奨励金】

投下資本額の10%を奨励金として交付  
(限度額：3,000万円)

#### 【雇用奨励金】

立地に伴い、市内在住者を新規雇用した場合、雇用する時期に応じて差をつけ、1人につき10～50万円を奨励金として交付します。(限度額：1,000万円)※障がい者を雇用した場合は、10万円を加算。

#### 【環境施設奨励金】

以下の環境施設を設置した場合、費用の一部を奨励金として交付。

- ・雨水活用施設(有効貯水量10m<sup>3</sup>以上のもの)  
1m<sup>2</sup>につき、5万円を乗じて得た額(限度額：100万円)
- ・太陽光発電施設(発電能力10kW以上のもの)  
1kWにつき、10万円を乗じて得た額(限度額：300万円)
- ・風力発電施設  
1kWにつき、3万円(限度額：100万円)
- ・屋上緑化・壁面緑化(のべ3m<sup>2</sup>以上施工)  
次のいずれか低い方の額(限度額：300万円)  
(1) 屋上緑化した面積1m<sup>2</sup>あたり2万円を乗じて得た額若しくは壁面緑化1m<sup>2</sup>当たり5,000円を乗じて得た額(又は合計額)  
(2) 緑化に要した費用の1/2の額

#### 【市内企業活用奨励金】

立地に伴う工事や償却資産の取得で総額1,000万円以上を市内企業に発注した場合、5%を奨励金として交付(限度額：200万円)

#### 【固定資産税等の軽減】

固定資産税・都市計画税を税率1/2に軽減(3年間)  
既に海老名市内で3年以上操業している中小企業が適用を受ける場合は3年間全額免除

#### 【法人市民税法人税割の軽減】

本社等を立地した場合について、法人市民税の法人税割を税率1/2に軽減(3年間)

### 奨励措置を受けるための要件

#### 【対象地域】

- ・工業専用地域、工業地域
- ・準工業地域(3,000m<sup>2</sup>以上の一団の地域)
- ・市街化調整区域(他法令等により企業等の立地が認められる場合に限る)

#### 【対象業種】

- ・製造業、情報通信業
  - ・自然科学研究所(総務省統計局の産業分類による)
- ※雇用奨励金と法人市民税法人税割の軽減は、業種を問わない。

#### 【投下資本額】

- ・新たに市内に立地する場合  
大企業…投下資本額の総計3億円以上  
中小企業…投下資本額の総計5,000万円以上
- ・3年以上市内で操業する企業  
(同規模の移転又は同一敷地内に同規模の建替え)  
大企業…投下資本額の総計2億円以上  
中小企業…投下資本額の総計3,000万円以上
- ・3年以上市内で操業する企業  
(市内別地区への新たな事業所の開設、既存事業所の増設、規模の拡大を伴う移転若しくは建替え)  
大企業…投下資本額の総計1億円以上  
中小企業…投下資本額の総計2,000万円以上

#### 【適用期間】

2025年3月31日まで

## 海老名市オフィスビル等入居奨励事業

### 【対象者】

市内で5年以上の事業継続の計画を有して、2024年3月31日までに市内のオフィスビル等へ入居する企業。このうち、主として事務等を行う事業所(いわゆる店舗を除く)の入居が対象。

### 【要件】

市外企業及び新規設立企業の場合

- <床面積>  
200㎡以上の床面積を借り受けて入居
- <従業者>  
当該事業所の従業者が20人以上であること

市内企業の場合

- <床面積>  
入居前より100㎡以上広い床面積を借り受けて入居
- <従業者>  
当該事業所の従業者が10人以上増加すること

### 【補助額】

月額賃料の1/2(上限50万円)、6か月分を交付 最大300万円

### 【申請及び実績報告】

賃貸借契約の前日までに申請を行い、入居の6か月後に実績報告を行うものとする。

### 問合せ

海老名市経済環境部商工課 (046)235-4843